

沖縄県
ギャンブル等依存症対策推進計画



令和 7 年 3 月
沖縄県

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨等	
2 計画について	
(1) 計画の位置づけ	
(2) 計画の期間	
第2章 ギャンブル等依存症の状況	2
1 ギャンブル等依存症の定義	
2 ギャンブル等依存症に関連する諸問題	
3 ギャンブル等依存症に関する現状	
第3章 本県の状況	5
1 ギャンブル等に関する状況	
2 ギャンブル等依存症対策に関する相談状況	
第4章 基本的な考え方	9
1 基本理念	
2 目標	
3 基本的な方向性	
(1) 正しい知識の普及及びギャンブル等依存症を防止する社会づくり	
(2) 必要な支援につなげる相談・支援体制の整備	
(3) 医療の質の向上と連携の促進	
(4) 円滑に回復・社会復帰できる体制整備	
第5章 基本的施策	11
1 関係機関・事業者による普及啓発の推進	
2 相談・治療の支援	
3 回復への支援	
4 基盤の整備	
第6章 推進体制	14
1 関連施策との有機的な連携	
2 計画の見直し及び推進体制	
【資料】	15
1 多重債務	
2 貧困	
3 児童虐待等	
4 犯罪	
5 自殺	
○沖縄県ギャンブル等依存症対策推進計画検討会議運営要綱等	18
○ギャンブル等依存症関連相談機関一覧	21

沖縄県ギャンブル等依存症対策推進計画の概要			
1	第1章 計画の概要	1 計画策定の趣旨等 ○ギャンブル等依存症対策基本法（平成30年法律第74号。以下「基本法」という。）の趣旨を踏まえ、沖縄県ギャンブル等依存症対策推進計画を策定。 2 計画について ○基本法に基づき、ギャンブル等依存症対策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画。 ○令和7年度から9年度までの3年間。	
2	第2章 ギャンブル等依存症の状況	1 ギャンブル等依存症の定義 ○基本法では、ギャンブル等にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態とされ、本計画では、これらのほか、ギャンブル等依存症の疑いのある者を含む。 2 ギャンブル等依存症に関連する諸問題 ○多重債務、貧困などの経済的問題や家庭内暴力（DV）・虐待、自殺、犯罪などの社会的問題、うつ病等の発症などの健康問題。 ○本県の重要課題である「子どもの貧困」の解消に資するためにも、官民一体となった対策を総合的に推進していくことが必要。 3 ギャンブル等依存症に関する現状 ○国内の「過去1年におけるギャンブル等依存者が疑われる者」の割合は1.7％（令和5年度ギャンブル障害及びギャンブル関連問題の実態調査より）	
3	第3章 本県の状況	1 ギャンブル等に関する状況 ○県内には競馬等の公営競技場等はなく、遊技場店舗数、遊技機台数ともに減少傾向。 ○警察本部では毎年度違法賭博を検挙し、関係機関と連携して規範意識の向上や広報普及啓発活動を実施。 ○公営競技におけるインターネット投票の利用が増加しており、ギャンブル等依存症のリスクとの関係性を注視する必要がある。 ○県内のギャンブル等依存症受療者（総患者数）※は、60人前後。 ※レセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB）精神保健福祉資料より 2 ギャンブル等依存症対策の相談状況 ○総合精神保健福祉センター、保健所及び市町村でのギャンブル等に関する相談は増加傾向。	
4	第4章 基本的な考え方	1 基本理念 ○ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策を適切に講じ、日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援。 ○関連する諸問題にかかる施策との有機的な連携が図られるよう、健全な生活の確保と安心して暮らせる社会の実現を目指す。 2 目標 ○ギャンブル等依存症で苦しむ本人等が相談や支援に繋がりやすい環境を目指す。 3 基本的な方向性 (1)正しい知識の普及及びギャンブル等依存症を防止する社会づくり (2)必要な支援につなげる相談・支援体制の整備 (3)医療の質の向上と連携の促進 (4)円滑に回復・社会復帰できる体制整備	
5	第5章 基本的施策	1 関係機関・事業者による普及啓発の推進 ○県民への各種相談窓口等の周知や正しい知識の普及啓発、若年層への予防教育、関係事業者による取組等 2 相談・治療の支援 ○総合精神保健福祉センターや保健所等を中心とした相談体制、相談機関等と連携した情報提供、研修会の実施等 3 回復への支援 ○総合精神保健福祉センター等での「依存症回復プログラム」実施や自助グループをはじめとする民間団体への活動支援等 4 基盤の整備 ○依存症専門医療機関（現在2箇所）等の拡充への取組、違法なギャンブル等の排除と風俗環境の浄化の推進等	
6	第6章 推進体制	1 関連施策との有機的な連携 ○ギャンブル等依存症関連問題に関する施策との有機的な連携による対策の推進 2 計画の見直し及び推進体制 ○国の基本計画の変更や社会情勢等の状況を踏まえ、適宜取組状況の確認や必要に応じた計画の見直しを行う。	

【第1章 計画の概要】

1 計画策定の趣旨等

我が国では、多くの人々が競馬などの公営競技（※）やぱちんこ等を健全に楽しんでいる一方で、これらのギャンブル等にのめり込むことにより、本人及びその家族の日常生活や社会生活に支障を生じさせるのみならず、多重債務や犯罪等の重大な社会問題を生じさせる場合があります。

このため、国は、ギャンブル等依存症対策基本法（平成30年法律第74号。以下「基本法」という。）を制定し、基本法第13条に基づき都道府県はギャンブル等依存症対策推進基本計画を策定するよう努めなければならないと定められております。沖縄県においても基本法の基本理念（第3条）に基づき、県民の健全な生活の確保を図るとともに、県民が安心して暮らすことのできる社会の実現に向けて「沖縄県ギャンブル等依存症対策推進計画」を新たに策定することとしました。

（※）公営競技とは法律の定めるところにより、地方公共団体などが開催する競技。日本では、競馬、競輪、競艇、オートレースがある。

2 計画について

(1) 計画の位置づけ

沖縄県ギャンブル等依存症対策推進計画は基本法第13条に基づき、ギャンブル等依存症対策の総合的かつ計画的な推進を図るために、沖縄県医療計画、沖縄県健康増進計画、沖縄県アルコール健康障害対策推進計画その他の法令の規定による計画であって、ギャンブル等依存症に関連する事項を定めるものと整合が保たれた県が策定する計画です。

(2) 計画の期間

令和7年度から令和9年度までの3年間とします。3年間で実施する取組について、評価・検証を行いながら進行管理を行うとともに、必要に応じて見直しを行います。

【第2章 ギャンブル等依存症の状況】

依存症は本人の性格や意思の弱さによるものではなく、欲求をコントロールできなくなる脳の病気とされ、誰でもなり得る病気ですが、早期に適切な対応をすることで回復する病気といわれております。本人や家族、知人が依存症に対して正しい知識を持つことが当事者の治療や支援に重要であるとされています。

1 ギャンブル等依存症の定義

(1) 法的定義

基本法では、「ギャンブル等(法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為)にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態」とされています。

(2) 医学的定義

現在、国内の医療機関等で用いられている精神科判断基準にはICD及びDSMがあり、ギャンブル等依存症はこれらの基準に基づいて診断されています。ICD-11(※1)、DSM-5 TR(※2)では「ギャンブル行動症」に位置づけられています。

(3) 本計画におけるギャンブル等依存症

本計画では、法律で定める「ギャンブル等にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態」にある者、医学的に「ギャンブル行動症」と診断されている者のほか、ギャンブル等依存症の疑いのある者を含みます。

(※1) 世界保健機構(WHO)が身体・精神疾患に関する世界共通の分類を目指して作成した「国際疾病分類」の第11版において、「持続的に繰り返される賭博であり、貧困になる、家族関係が損なわれる、個人的生活が崩壊するなどの不利な社会的結果を招くにもかかわらず、持続し、しばしば増強する」と定義されています。

(※2) アメリカ精神医学会が作成した精神疾患の判断基準である「精神疾患の分類と診断の手引き」の第5版改訂において、「臨床的に意味のある機能障害または苦痛を引き起こすに至る持続的かつ反復性の問題賭博行為」と定義されています。

2 ギャンブル等依存症に関連する諸問題

ギャンブル等依存症は、本人だけでなく、その家族等の日常生活や社会生活にも支障を生じさせることがあります。のめり込んだ結果として、以下のような多重債務、貧困といった経済的問題に加えて、家庭不和などの家庭内暴力(DV)・虐待、自殺、犯罪などの社会的問題やうつ病等を発症するなどの健康問題が生じることがあります。

依存症におけるギャンブル等依存相談では、家族から多額の借金で生活に支障が出てやめられないという相談もあり、沖縄県の重要課題である「こどもの貧困」の解消に資するためにも、官民一体となった対策を総合的に推進していく必要があります。

(1) 多重債務

賭金を確保のために借金を重ね、返済が困難になる場合があります。

(2) 貧困

賭金確保のために生活費を使い込み、生活が困窮する場合があります。

(3) 家庭内暴力（DV）・虐待

ギャンブル等にのめり込むことにより、認知の歪みが生じ近しい家族・知人や子どもなどに対する、家庭内での暴力・虐待及び経済搾取などの家庭問題へ発展する場合があります。

(4) 自殺

自殺は、経済・生活問題、人間関係の問題のほか、その人の性格傾向など複合的な問題が深刻化したときに発生しており、また、アンケート調査（※1）によるとギャンブル等依存が疑われる者（PGSI（※2）8点以上）は、8点未満の者より自殺念慮（自殺したいと考えたこと）の経験割合が高いことが示されています。ギャンブル等にのめり込むことにより生じた問題が解決できなくなり、精神的に追い込まれ、自殺に至る場合があります。

（※1）独立行政法人久里浜医療センターがギャンブル等依存症対策推進基本計画に基づき実施し、令和6年8月に公表した「ギャンブル障害及びギャンブル関連問題実態調査」に関する報告書

（※2）PGSI (Problem Gambling Severity Index)

カナダのHarold Wynne博士、Jackie Ferris博士によって開発されたギャンブル問題の自記式スクリーニングテスト。一般住民を対象とした疫学調査で使用するために開発されたテストで、海外の多くのギャンブル問題に関する調査で用いられている。得点範囲は0～27点で、本調査は合計8点以上の者を「ギャンブル等依存症が疑われる者」とした。

(5) 犯罪

賭金の確保を目的とした勤務先での横領のほか、強盗、窃盗・詐欺等の犯罪に関わる場合があります。

(6) 健康問題

ギャンブル等依存症の本人には、発達障害、知的障害、うつ病、不安障害、トラウマ関連障害等の精神障害を抱えている場合があります、それらの障害への対応が重要となる場合があります。

また、経済的な疲弊に伴い、本人だけでなく、家族等もうつ病等を発症するおそれがあります。

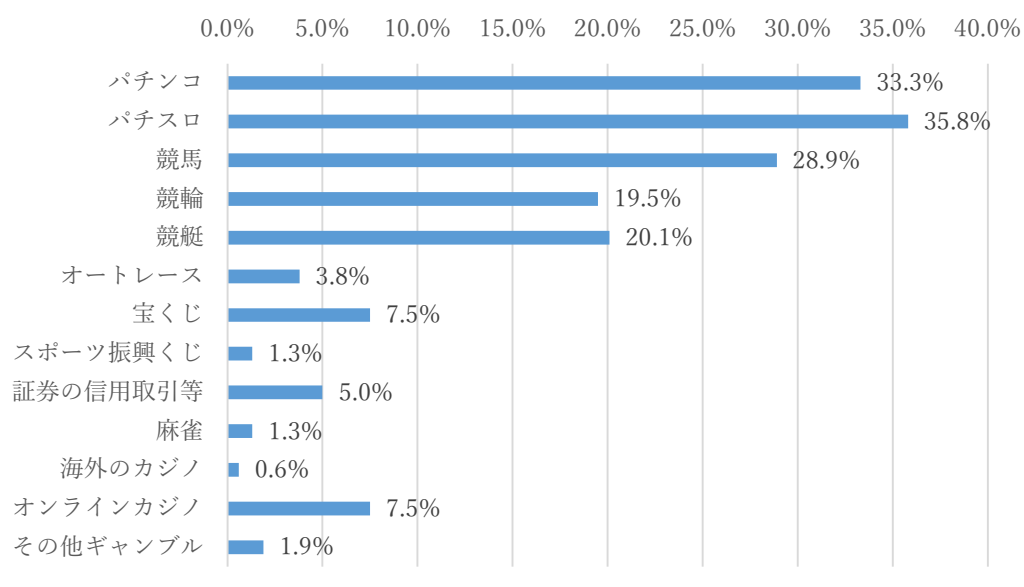
3 ギャンブル等依存症に関する現状

独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターがギャンブル等依存症対策推進基本計画に基づき令和6年8月に公表した「ギャンブル障害及びギャンブル関連問題実態調査」に関する報告書では一般住民を対象としたPGSIを用いて実施しており、得点8点以上の回答者を「ギャンブル等依存症が疑われる者」としています。その結果、過去1年におけるギャンブル等依存が疑われる者の割合は1.7%とされています。

当事者のギャンブル行動の問題となっているギャンブルの種類（当事者回答）は、パチスロ、パチンコ、競馬の順で多くなっており、オンラインカジノについては、7.5%が「当事者の問題となっているギャンブルの種類」

と回答しています。(図①参照)

図① 問題となっているギャンブルの種類（当事者）



出典：独立行政法人国立病院機構 久里浜医療センター

令和5年度 ギャンブル障害およびギャンブル関連問題の実態調査B

※ ギャンブルの問題を抱えており、過去1年間にギャンブル経験のあるものを集計対象とした。

宝くじには、ロト・ナンバーズ等も含む。

証券の信用取引等は、先物取引市場への投資、FXを含む。

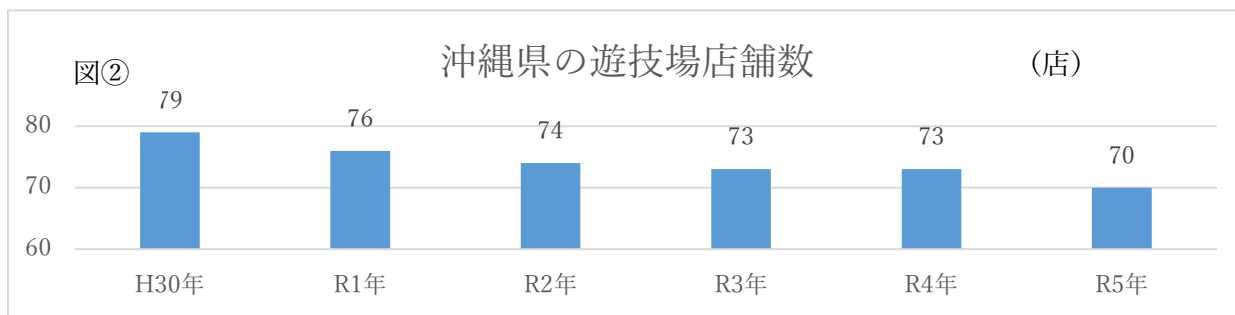
本人の割合の分母：n=159

【第3章 本県の状況】

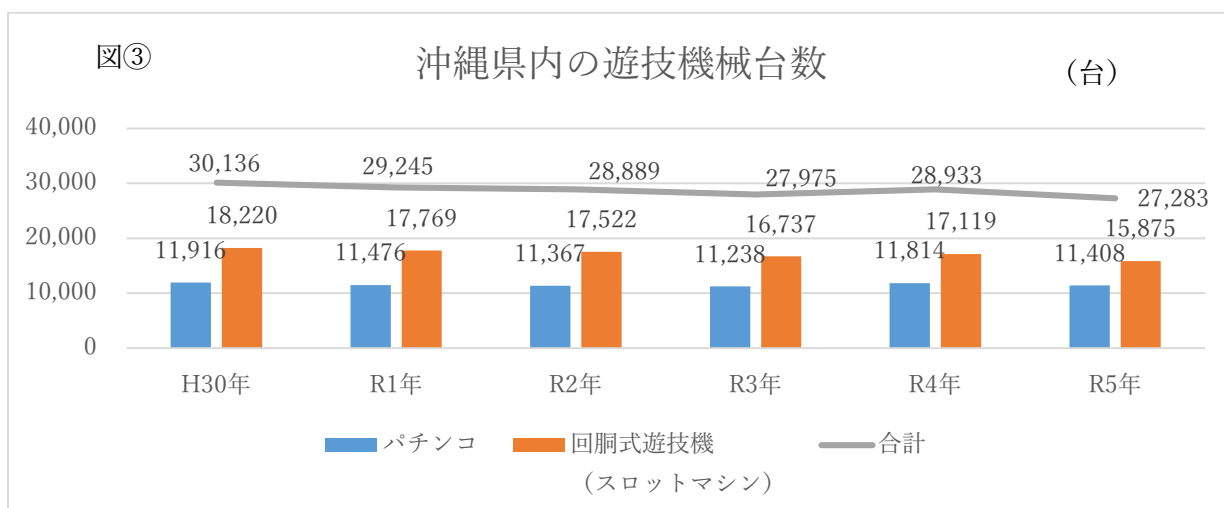
1 ギャンブル等に関する状況

(1) 遊技場数及び機械台数

沖縄県内には競馬、競艇、オートレース等の公営競技場等はなく、遊技場店舗数、遊技機械台数ともに減少傾向にあります。(図②、③参照)



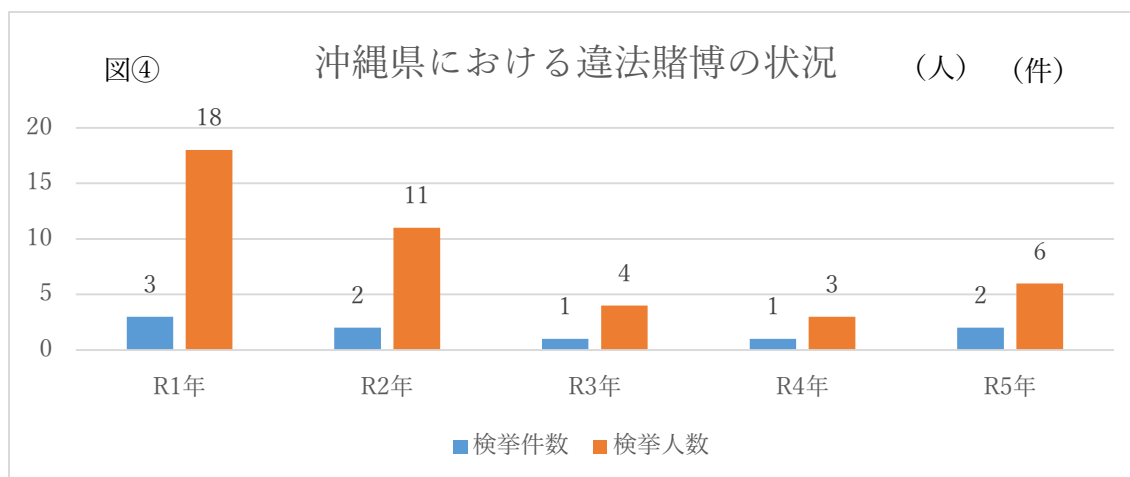
出典: 全日本遊技事業協同組合連合会資料(警察庁発表)



出典: 全日本遊技事業協同組合連合会資料(警察庁発表)

(2) 違法賭博の状況

沖縄県の違法賭博については、毎年検挙数があり、警察本部では、違反情報を収集し、取り締まりを実施するとともに、関係機関と連携して規範意識の向上や各種媒体を活用した広報啓発活動を実施しています。(図④参照)



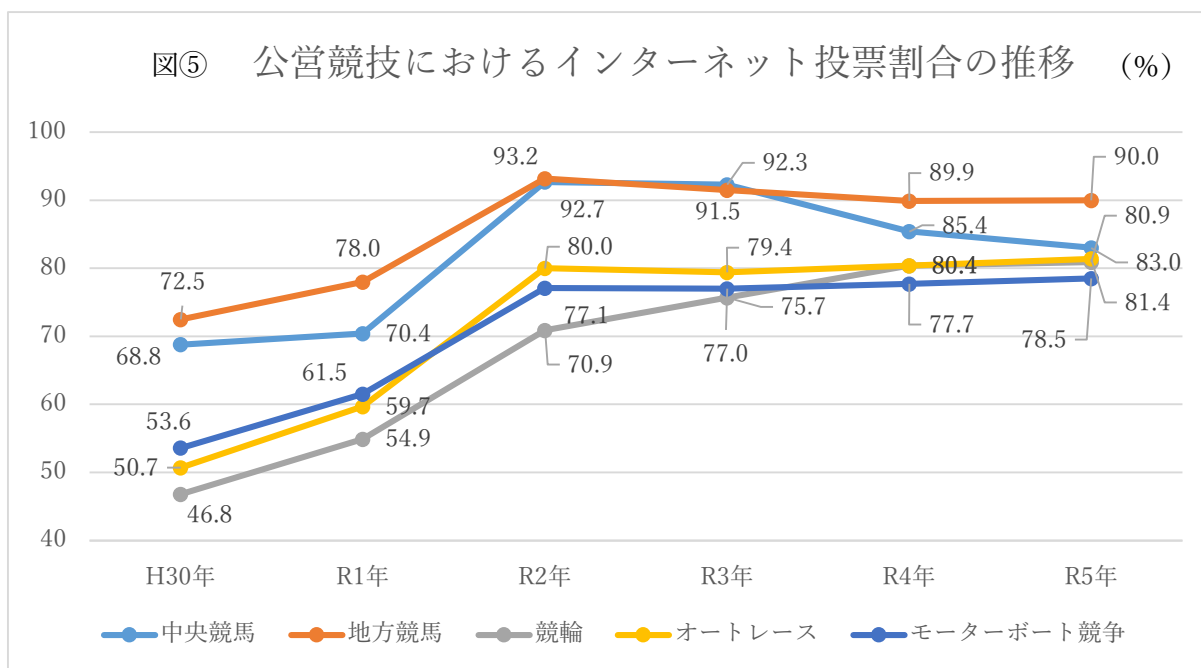
出典: 沖縄県警察生活安全部生活保安課

(3) デジタル化の進展に伴う生活様式の変化

デジタルメディアの浸透や新型コロナウイルスの感染拡大により、公営競技におけるインターネット投票等のオンラインを活用する機会が増え、ギャンブル等依存症のリスクとの関係性を注視する必要性が指摘されています。

特に、インターネット等の通信手段が用いられることにより、24 時間 365 日アクセス可能であることや、没入感をもたらし、匿名性及び孤立性があることなどから、ギャンブル等依存症となる危険性が高いことが懸念されています。

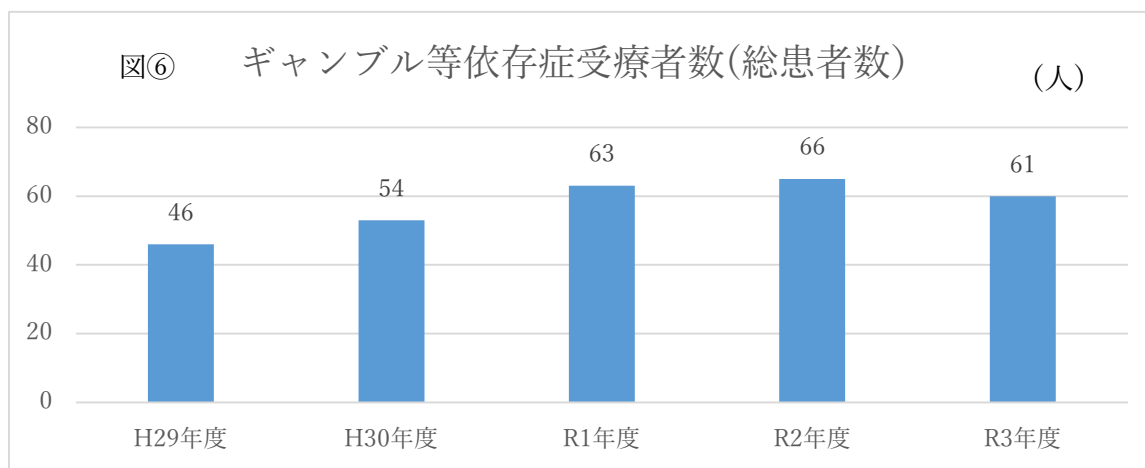
実際、近年は公営競技におけるインターネット投票の利用が増加し、売上に占めるインターネット投票の割合も上昇しています。公営競技主催者は、インターネット投票におけるアクセス制限について、ギャンブル等依存症である者又はその家族からの申告に基づき利用停止措置を実施しています。また、インターネット投票のログイン画面においては、ギャンブル等依存症に関する注意喚起の表示や相談窓口の案内を掲載しています。(図⑤参照)



出典：内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局資料

(4) ギャンブル等依存症受療者数

県内の受療者数は近年、60 人前後で推移していますが、潜在的なギャンブル等依存症者及びギャンブル等依存症疑いの者は更に多いと推察されます。(図⑥参照)

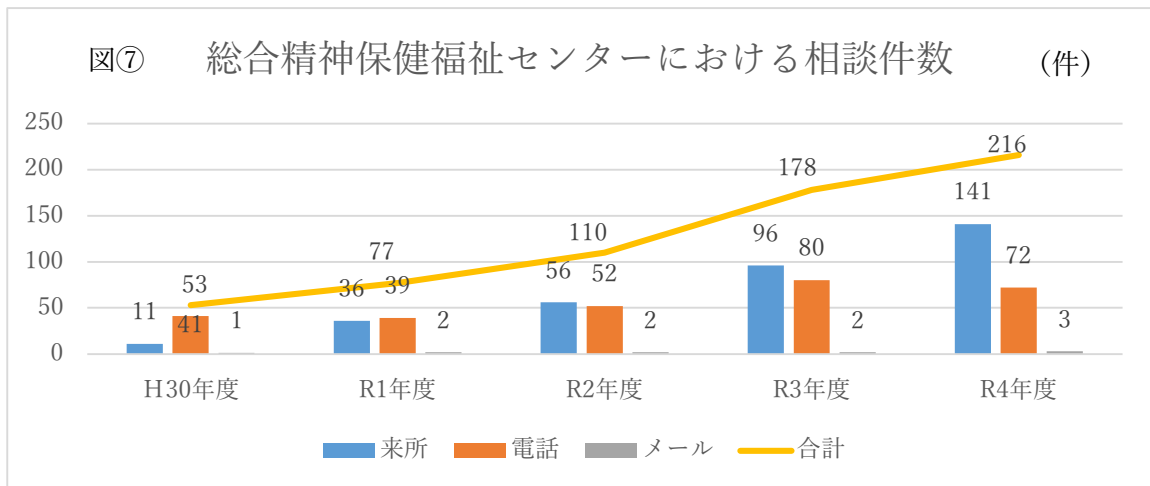


出典：レセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB）精神保健福祉資料

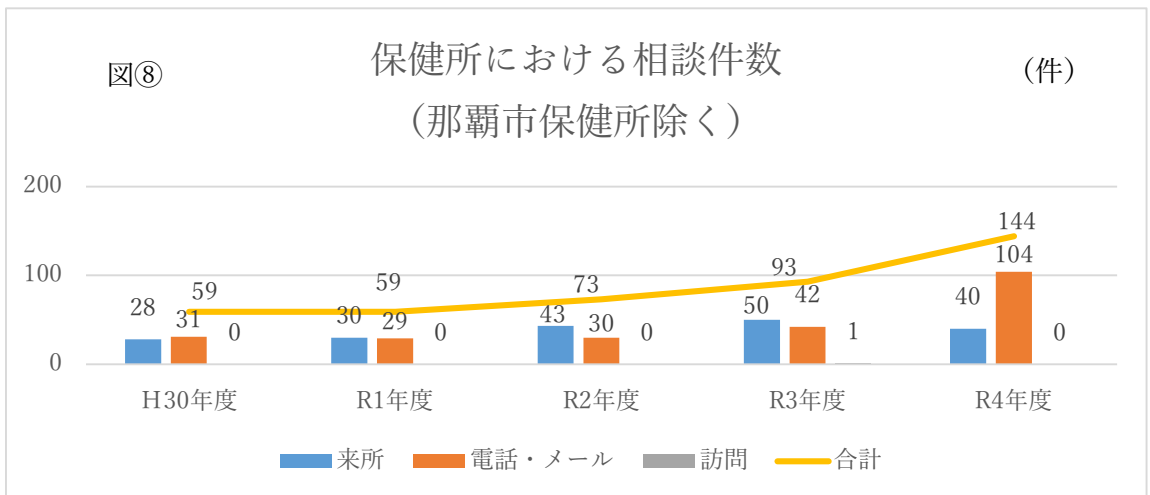
2 ギャンブル等依存症対策に関する相談状況

(1) 相談件数

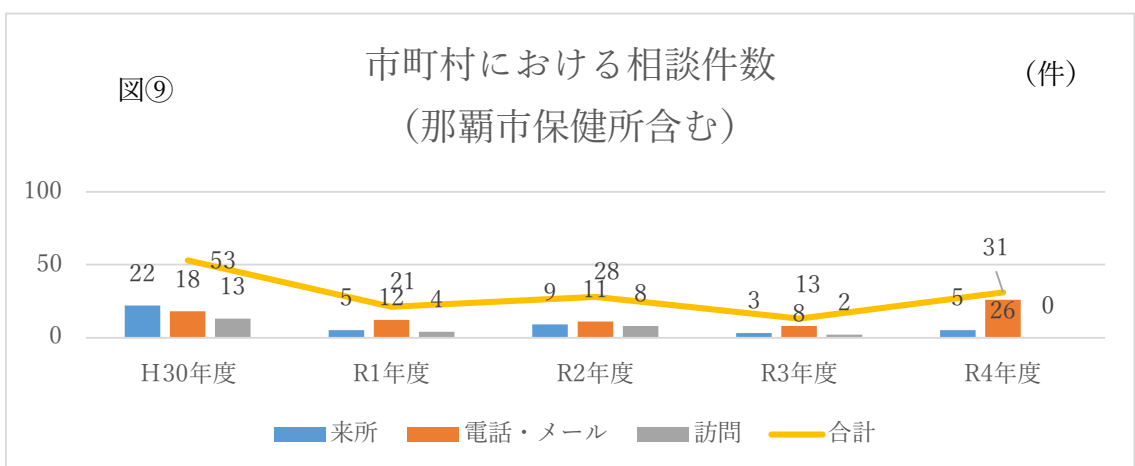
総合精神保健福祉センターや保健所及び市町村における精神保健福祉相談のうち、ギャンブル等に関する相談件数は、増加傾向にあります。(図⑦、⑧、⑨参照)



出典：衛生行政報告例



出典：地域保健・健康増進事業報告



出典：地域保健・健康増進事業報告

【第4章 基本的な考え方】

1 基本理念

基本法第3条に規定されるギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策を適切に講ずるとともに、ギャンブル等依存症である者等及びその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう支援し、ギャンブル等の問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮をすることにより、県民の健全な生活の確保を図るとともに、安心して暮らすことのできる社会の実現を目指します。

2 目標

ギャンブル等依存症に関する正しい知識や相談支援について周知し、ギャンブル等依存症で苦しむ人やその家族等が相談や支援に繋がりがやすい環境を目指します。

3 基本的な方向性

(1) 正しい知識の普及及びギャンブル等依存症を防止する社会づくり

ギャンブル等依存症は目に見えない疾患であり、誰もがなり得る病気であることや、早期の支援や適切な治療により回復可能であること等、正しく理解してもらい、ギャンブル等依存症を防止する取組を促進します。

(2) 必要な支援につなげる相談・支援体制の整備

地域の実情に応じて、市町村や保健所、総合精神保健福祉センター等でギャンブル等関連問題の相談支援の場所を確保し、医療機関その他幅広い関係機関や自助グループ及び民間団体の連携により、専門的な治療、社会復帰の支援につながる相談・支援体制づくりを行います。

(3) 医療の質の向上と連携の促進

ギャンブル等依存症の専門的治療等に関わる依存症専門医療機関や人材育成等の中心となる治療拠点機関の整備を進め、ギャンブル等依存症に関連する問題への早期介入を含め、相談機関、自助グループをはじめとする関係団体、事業者等と医療機関との連携を推進します。

(4) 円滑に回復・社会復帰できる体制整備

ギャンブル等依存症から回復し続けるには、自己努力だけでの回復が困難な側面もあり、自助グループ（GA・ギャマノン等）（※）をはじめとする民間団体の活動が重要な役割を担っていることから、自助グループとの情報共有や連携と支援を推進します。

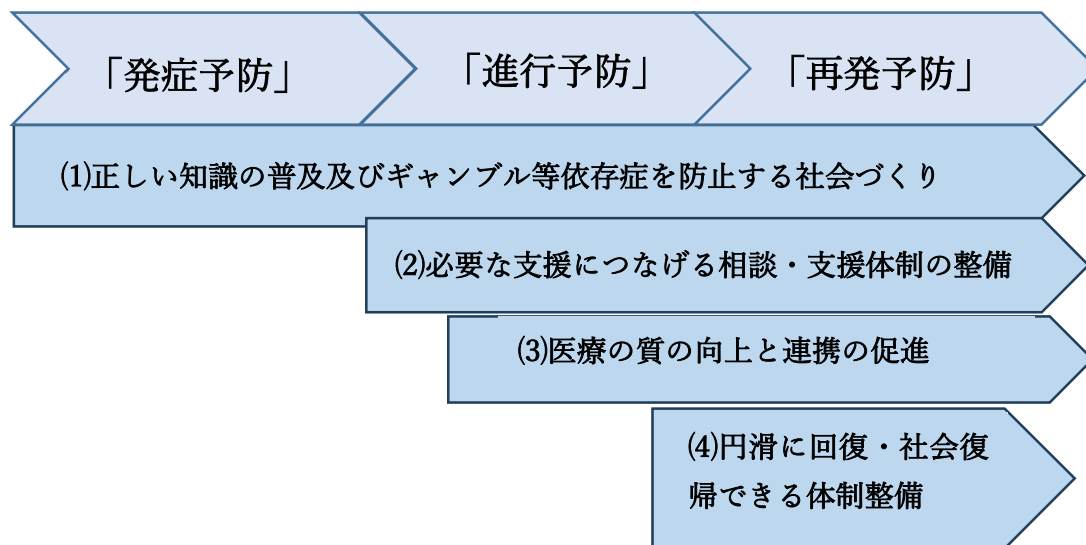
（※）・GA（Gamblers Anonymous）：経験と希望を分かち合って共通する問題を解決し、ほかの人たちもギャンブルの問題から回復するように手助けしたいという自助グループ。

・ギャマノン（Gam-anon）：ギャンブルの問題の影響を受けた家族・友人のための自助グループ

（図⑩参照）

図⑩

各段階に応じた対策のイメージ



ギャンブル等依存症問題啓発週間

5月14日～5月20日

依存症対策全国センター 相談窓口



内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局

【第5章 基本的施策】

1 関係機関・事業者による普及啓発の推進

- (1) ギャンブル等依存症問題啓発週間(毎年5月14日～20日)を始め、様々な機会において市町村を含む行政機関や関係機関でのポスター掲示やリーフレット配布を通して、県民への各種相談窓口等の周知や正しい知識の普及に努めます。

【全ての関係機関】

- (2) 小中学校においては、スマートフォンやSNS等に起因する問題に関連する外部講師等を活用した講演会やネット・ゲーム依存症、アルコール依存症のメカニズムや予防策についてわかりやすく解説した「次世代の健康づくり副読本」などを活用した予防教育に取り組みます。

【教育庁保健体育課】

- (3) 高等学校保健体育において、ギャンブル等依存症に対する正しい知識の普及及び啓発を図るとともに、保健体育における指導にとどまらず、学校の教育活動全体を通じて予防教育に取り組みます。

【教育庁保健体育課】

- (4) 若年層への予防教育の一環として県内大学・各種学校へギャンブル等依存症対策普及啓発に係るポスター掲示等を行うとともに、動画等の資材も活用し、SNS等インターネットによる普及啓発を行います。

【地域保健課】

- (5) 遊技施設における普及啓発として関係機関と連携し、ギャンブル等依存症対策のための広報活動を行います。

【関係事業者】

- (6) 公営競技主催者は、インターネット投票におけるアクセス制限について、ギャンブル等依存症である者又はその家族からの申告に基づき利用停止措置を実施し、またインターネット投票のログイン画面においては、ギャンブル等依存症に関する注意喚起と相談窓口の案内を掲載する取り組みを行っています。

【公営競技主催者】

- (7) 広く県民に対して、ギャンブル等依存症を含む各種依存症に関する正しい知識の普及と理解の促進を図るため、アディクション・フォーラムを開催します。

【総合精神保健福祉センター】

- (8) 広告・宣伝にかかる共通標語の活用、パチンコ店内におけるポスター・リーフレットの掲示、啓発ステッカーの貼付、自己申告・家族申告プログラムの活用、18歳未満立入禁止対応等、パチンコ店における依存症対策ガイドラインに基づき、各店舗においては、アドバイザーを配置して相談対応をするなど様々な依存症問題における普及啓発の取り組みを行っています。

【沖縄県パチンコ・スロット協同組合】

- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に基づき、風俗営業者への管理者講習を実施するなど、清浄な風俗環境の浄化に取り組みます。

【警察本部】

- (10) 日本国内で、オンラインカジノに接続して賭博を行うことは、犯罪であることをポスター掲示等を通して広報啓発を行います。

【警察本部】

- (11) 産業保健総合支援センター等と連携し、職場におけるギャンブル等依存症に対する正しい知識の普及啓発の促進に取り組みます。

【地域保健課】

2 相談・治療の支援

- (1) ギャンブル等依存症を有している者やその家族が地域の相談支援にアクセスしやすいように、相談拠点である総合精神保健福祉センターや相談窓口である保健所等を中心とした相談体制を広くわかりやすく周知します。

【地域保健課、総合精神保健福祉センター、保健所、市町村】

- (2) ギャンブル等依存症の当事者や家族が抱える相談に応じ、県内相談機関と連携し、情報提供や相談窓口の案内を行います。

【生活安全安心課】

- (3) 県内の相談機関と弁護士会、司法書士会が連携し、ギャンブル等依存症による当事者・家族が抱える多重債務者の消費者相談に対応します。

また、研修会を実施し、県内で多重債務相談に対応できる環境を整えていきます。

【弁護士会、司法書士会】

- (4) ギャンブル等依存症の当事者が適切な治療を受けられるよう、専門医療機関(令和6年7月現在2箇所)の周知を図るとともに、更なる専門医療機関の認定に向けて医療提供体制の充実を目指します。

【地域保健課】

- (5) 関係機関の連携を強化し、医療関係者や相談支援者、社会復帰支援者等を対象とした研修会を実施、案内することでギャンブル等依存症に対応できる人材を育成します。

【地域保健課、総合精神保健福祉センター】

3 回復への支援

- (1) ギャンブル等依存症を有している者やその家族が地域の相談支援にアクセスしやすいように相談拠点である総合精神保健福祉センターや相談窓口である保健所等を中心とした相談体制を広くわかりやすく周知します。(再掲)

【地域保健課、総合精神保健福祉センター、保健所、市町村】

- (2) ギャンブル等の問題を抱える当事者支援として「依存症回復プログラム」(※1)を実施し回復支援に取り組みます。

【総合精神保健福祉センター、保健所】

(※1) 沖縄県総合精神保健福祉センターでは、S A T - G (Shimane Addiction Training program for Gambling disorder の略。島根県が考案したギャンブル障害回復トレーニングプログラム)研修を実施している。ギャンブルに頼らない生活を取り戻すことを目指した当事者向けプログラム。簡易版であるS A T - G l i g h tもある。

- (3) 広く県民に対して、ギャンブル等依存症を含む各種依存症に関する正しい知識の普及と理解の促進を図るため、アディクション・フォーラムを開催します。(再掲)

【総合精神保健福祉センター】

- (4) 関係機関と連携して、自助グループをはじめとする民間団体への活動等に対する支援に取り組みます

【地域保健課、総合精神保健福祉センター、保健所】

- (5) 関係機関の連携を強化し、医療関係者や相談支援者、社会復帰支援者等を対象とした研修会を実施、案内することでギャンブル等依存症に対応できる人材を育成します。(再掲)

【地域保健課、総合精神保健福祉センター】

4 基盤の整備

- (1) ギャンブル等依存症の当事者が適切な治療を受けられるよう、専門医療機関(令和6年7月現在2箇所)の周知を図るとともに、更なる専門医療機関の認定に向けて医療提供体制の充実を目指します。(再掲)

【地域保健課】

- (2) 現在、県内にはギャンブル等依存症の専門医療機関(2箇所)はあるものの、依存症に関する情報発信や研修を行う治療拠点機関がないことから、依存症患者が適切な医療を受けられる体制づくりのため、医療機関と連携しながら専門医療機関及び治療拠点機関の選定に取り組みます。

【地域保健課】

- (3) 情報の収集に努め、違法な賭博店等(オンラインギャンブル含む)に対する厳正な取り締まりを行うなど、違法なギャンブル等の排除と風俗環境の浄化の推進に取り組みます。

【警察本部】



警察庁・消費者庁

【第 6 章 推進体制】

1 関連施策との有機的な連携

ギャンブル等依存症対策の推進に当たっては、自殺対策、多重債務、貧困、虐待、犯罪等の関連問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、関係機関が相互に必要な連携・調整を行い、ギャンブル等依存症対策を推進していきます。

2 計画の見直し及び推進体制

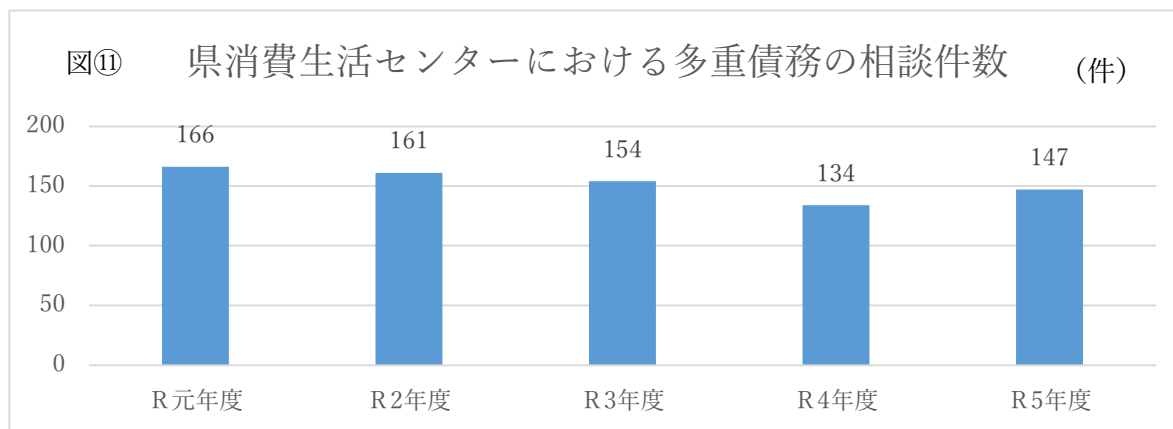
基本法第 13 条第 3 項に「都道府県は、当該都道府県におけるギャンブル等依存症に関する状況の変化を勘案し、並びに第 23 条に規定する調査の結果及び当該都道府県におけるギャンブル等依存症対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも 3 年ごとに、都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更するように努めなければならない。」とあることから、本計画の策定後も国の基本計画の変更や社会情勢等の状況を踏まえ、適宜取り組み状況の確認や必要に応じた計画の見直しを行います。

【資 料】

ギャンブル等依存症は、当事者及びその家族の日常生活や社会生活に支障を生じさせるものであり、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の関連問題を引き起こす場合があります。

1 多重債務

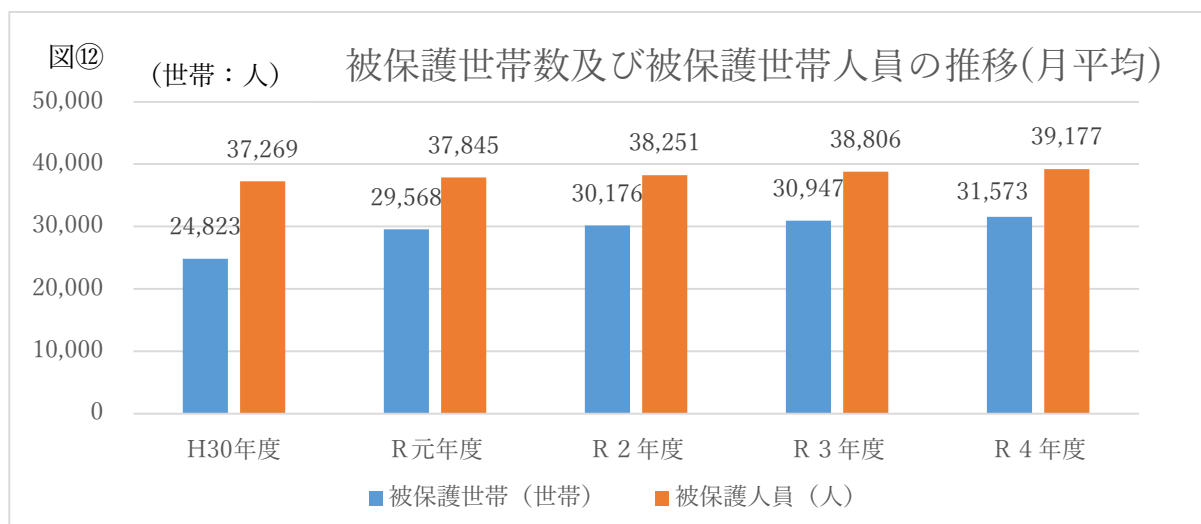
県消費生活センターにおける多重債務の相談件数は、令和5年度は147件ありました。(図⑪参照)



出典：沖縄県消費生活センター

2 貧困

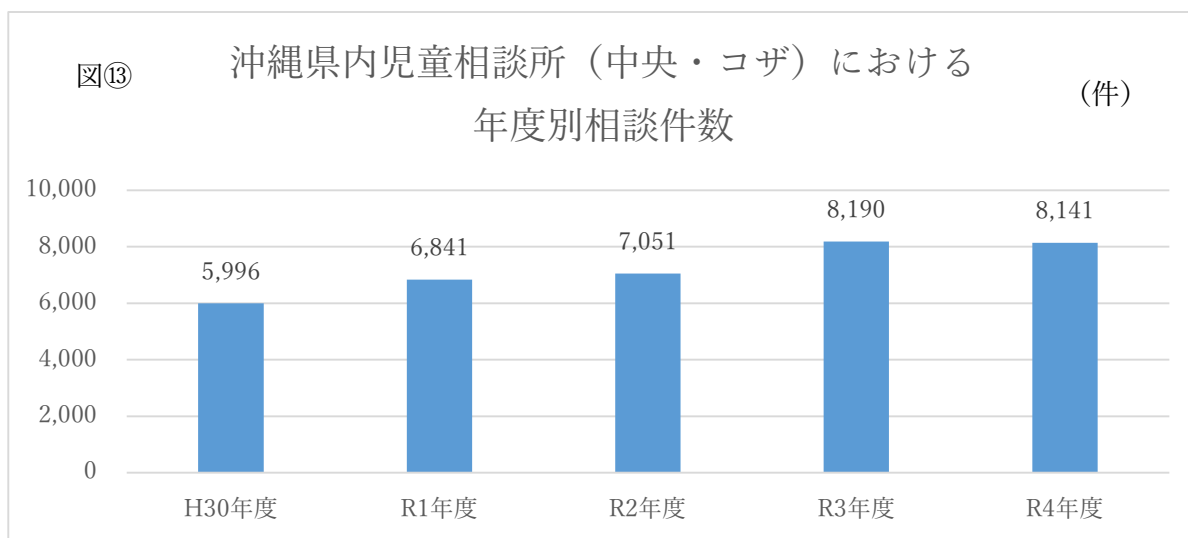
本県の令和4年度における生活保護法に基づく保護を受けている世帯数は31,573世帯と平成30年度と比較し6,750世帯増加、被保護世帯人員は39,177人で平成30年度と比較して1,908人増加しています。(図⑫参照)



出典：沖縄県の生活保護（沖縄県子ども生活福祉部 保護・援護課）

3 児童虐待等

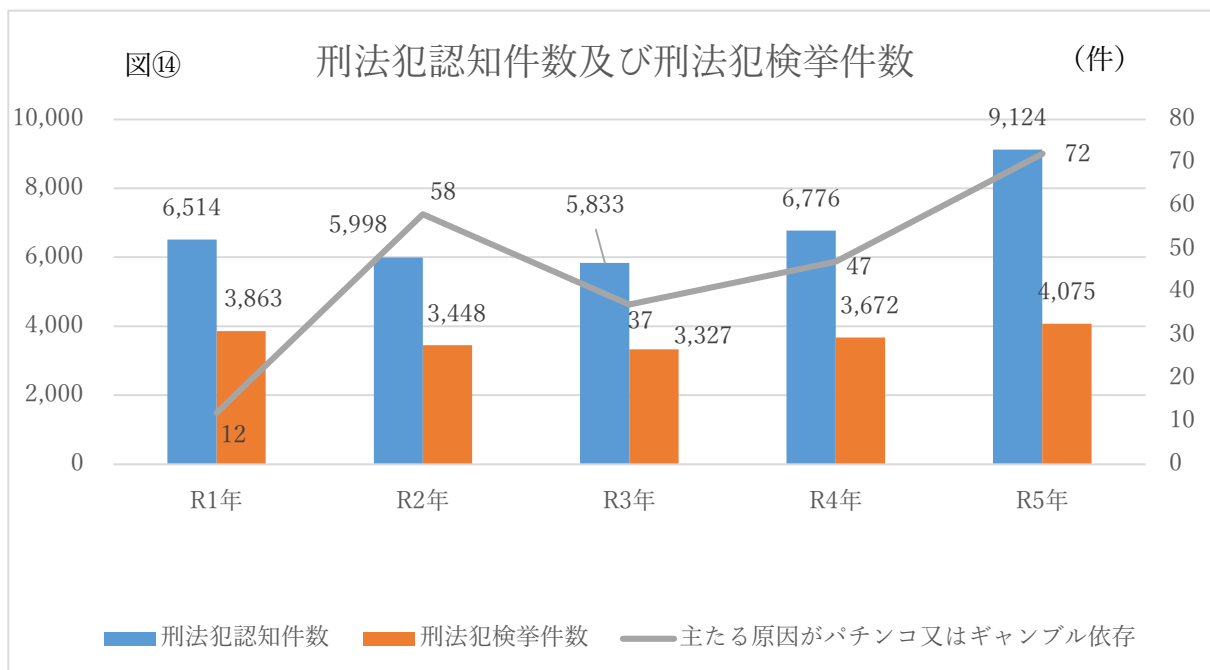
本県の児童相談所における相談件数は、年々増加し、令和3年度には過去最多の8,190件となっています。令和4年度は8,141件と微減していますが、依然として多くの相談が寄せられています。（図⑬参照）



出典：児童相談所業務概要（沖縄県子ども家庭課）

4 犯罪

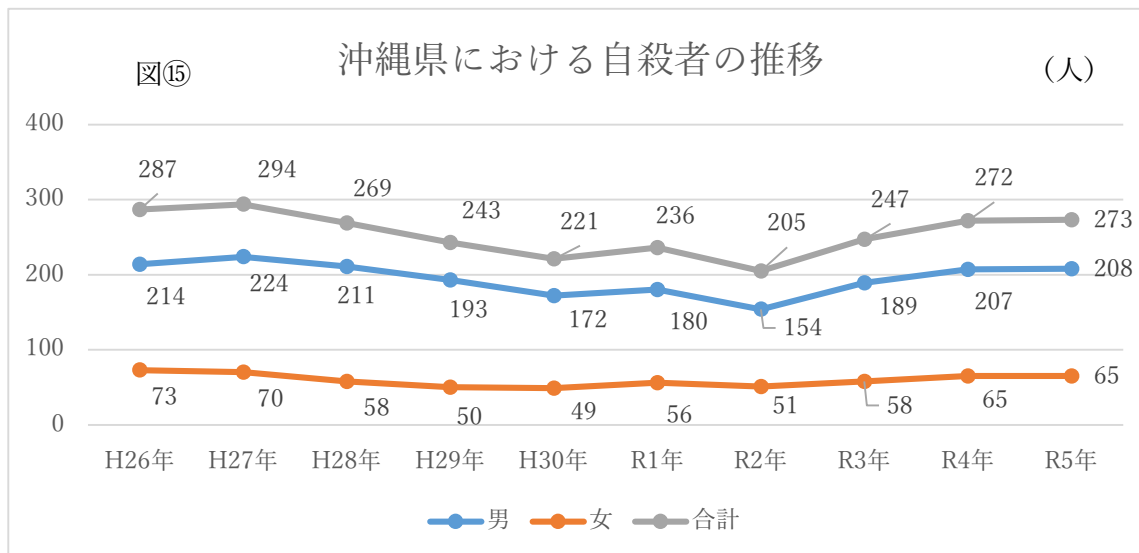
本県の刑法犯認知件数において、令和5年は9,124件、刑法犯検挙件数は4,075件となっています。そのうち、パチンコ又はギャンブル依存に起因するものは令和5年は72件となっています。（図⑭参照）



出典：沖縄県警察本部（犯罪統計書）

5 自殺

本県における自殺者数は、平成 24 年度からは 300 人未満で推移しており、男性では 200 人前後、女性では 60 人前後で推移しています。（図⑮参照）



出典：厚生労働省「人口動態統計」

沖縄県ギャンブル等依存症対策推進計画策定検討会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ギャンブル等依存症対策基本法（平成30年法律第74号）第13条の規定に基づき、沖縄県ギャンブル等依存症対策推進計画（以下「推進計画」という。）を策定するため、沖縄県ギャンブル等依存症対策推進計画策定検討会議（以下「検討会議」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、次の事項を所掌する。

- (1) ギャンブル等依存症に関する課題、対策、推進計画策定についての検討
- (2) その他ギャンブル等依存症対策の推進について必要な事項

(組織)

第3条 検討会議は、別紙会長、副会長及び構成員をもって組織する。

- 2 検討会議の会長は、沖縄県保健医療介護部保健衛生統括監をもって充てる。
- 3 副会長は会長が構成員の中から指名した者をもって充てる。
- 4 構成員は、別表に掲げる団体等を代表する者で構成する。
- 5 会長は、検討会議を総括する。

(任期)

第4条 構成員の任期は、委嘱の日から、主業務の目的が達成される日までとする。

(会議)

第5条 検討会議は、会長が召集し、会長が議長となる。

- 2 会長が事故その他やむを得ない事由により議長の職務を行うことができないときは、副会長がその職務を代理する。
- 3 議長は、構成員が検討会議への出席ができない場合は、代理の者を出席させることができる。
- 4 検討会議の定足数は構成員（代理含む）の過半数とする。
- 5 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 この検討会議の事務を処理するため、事務局を沖縄県保健医療介護部地域保健課に置く。

(補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、その他必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年8月19日から施行する。

別紙（第3条関係）

	区分	団体名等	備考
1	医療経験者	琉球大学病院	構成員
2	医療経験者	国立病院機構 琉球病院	構成員
3	医療関係者	沖縄県精神科病院協会	構成員
4	医療関係者	沖縄県精神科診療所協会	構成員
5	司法関係者	沖縄弁護士会	構成員
6	司法関係者	沖縄県司法書士会	構成員
7	民間団体	G A（ギャンブラーズ・アノニマス）	構成員
8	事業者	沖縄県パチンコ・スロット協同組合	構成員
9	行政	沖縄県教育庁保健体育課	構成員
10	行政	沖縄県警察本部生活安全部 生活安全企画課	構成員
11	行政	沖縄県生活福祉部 生活安全安心課	構成員
12	行政	沖縄県保健医療介護部 保健衛生統括監	会長
13	行政	沖縄県保健所長会	構成員
14	行政	沖縄県立総合精神保健福祉センター	構成員

<事務局>

沖縄県保健医療介護部 地域保健課

沖縄県ギャンブル等依存症対策推進検討会議 委員名簿

	氏 名	団体名等
会長	比嘉 奈緒子	沖縄県保健医療介護部 保健衛生統括監
委員	座間味 優	琉球大学病院 助教
委員	真栄里 仁	国立病院機構 琉球病院 副院長
委員	稲富 仁	沖縄県精神科病院協会 理事
委員	山本 和儀	沖縄県精神科診療所協会会長
委員	寺田 明弘	沖縄弁護士会
委員	藤井 遥香	沖縄県司法書士会
委員	宜野座 五月	G A（ギャンブラーズ・アノニマス）
委員	島田 孝治	沖縄県パチンコ・スロット協同組合 専務理事
委員	金城 正樹	沖縄県教育庁保健体育課長
委員	新里 秀	沖縄県警察本部生活安全部 生活安全企画課長
委員	仲宗根 英之	沖縄県生活福祉部 生活安全安心課長
委員	木村 太一	沖縄県保健所長会（沖縄県北部保健所長）
委員	宮川 治	沖縄県立総合精神保健福祉センター所長

ギャンブル等依存症関連相談機関一覧

依存症相談拠点機関

機関名	所在地	電話
沖縄県総合精神保健福祉センター	〒901-1104 南風原町字宮平 212-3	098-888-1443

相談窓口（保健所）

機関名	所在地	電話
北部保健所	〒905-0017 名護市大中 2-13-1 2 階	0980-52-2734
中部保健所	〒904-2155 沖縄市美原 1-6-28	098-938-9700
南部保健所	〒901-1104 南風原町字宮平 212	098-851-3458
宮古保健所	〒906-0007 宮古島市平良字西里 1125	0980-72-8447
八重山保健所	〒907-0002 石垣市真栄里 438	0980-82-3241
那覇市保健所	〒902-0076 那覇市与儀 1-3-21	098-853-7973

依存症専門医療機関（ギャンブル等依存症）

機関名	所在地	電話
独立行政法人国立病院機構 琉球病院	〒904-1201 金武町字金武 7958-1	098-968-2133
医療法人タピック 沖縄リハビリテーションセンター病院	〒904-2173 沖縄市比屋根 2-15-1	098-982-1777

法律相談（多重債務整理関係）

機関名	所在地	電話
法テラス沖縄	那覇市楚辺 1-5-17 プロフェスビル那覇 204	0570-078368
沖縄県司法書士会 総合相談センター	那覇市おもろまち 4-16-33 沖縄県司法書士会館 内	予約受付 098-867-3577

依存症 県主管課

機関名	所在地	電話
沖縄県保健医療介護部 地域保健課 （精神保健班）	〒900-8570 那覇市泉崎 1-2-2	098-866-2215

